

20キロ圏内「警戒区域」に

災対法に基づき、管理強化

政府・原子力災害対策本部は、福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内を、災害対策基本法に基づき「警戒区域」として、緊急時避難準備区域と「計画的避難区域」を設定し、関係自治体の首長に指示を出した。

福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内はこれまで、原子力災害特別措置法に基づき「避難指示区域」に設定されていたが、圏内の安全・治安確保のため、緊急対策に従事する公務員等以外が市町村長の許可なく立ち入れない「警戒区域」として、入域管理が強化されることとなった。

さらに、発電所から20キロ圏内の区域で、放射線の積算線量が一年間に20mSvに達する可能性がある地域を考慮し、約一か月を目途に避難を求め、「計画的避難区域」と、緊急時に屋内退避や自力での避難を求める「緊急時避難準備区域」を設定した。計画的避難区域は、「緊急時避難準備区域」内にも設定される。

また、立入が原則禁止となる「警戒区域」内の被災者からは、一時帰宅への強い要望があり、プラントの状況に鑑み発電所から半径30キロ圏内の他、放射線や津波被害のリスクが高い区域を除いた地域を対象に、希望する世帯を一巡する考えから、一世帯当たり一名ずつ、バスによる集団行動で、最大二時間程度の一時立入を、関係自治体と調整の上、近く行うこととしている。

市町村名	総人口	警戒区域(0~20km圏)	計画的避難区域	緊急時避難準備区域
田村市	約40,400	約600	—	約4,000
南相馬市	約70,900	約14,300	約10	約47,400
広野町	約5,400	約200	—	約5,400
楢葉町	約7,700	約7,700	—	—
富岡町(全域20km圏内)	約16,000	約16,000	—	—
川内村	約2,800	約1,100	—	約1,700
大熊町(全域20km圏内)	約11,500	約11,500	—	6
双葉町(全域20km圏内)	約6,900	約6,900	—	—
浪江町	約20,900	約19,600	約1,300	—
葛尾村	約1,500	約300	約1,300	—
飯館村(全域20km圏外)	約6,200	—	約6,200	—
いわき市(全域20km圏外)	約342,200	—	—	—
川俣町(全域30km圏外)	約15,600	—	約1,200	—
合計	約548,100	約78,200	約10,010	約58,500

※原子力災害対策本部発表資料をもとに作成

原子力支持層が優勢

国際世論 震災後、47か国で調査

スイスに本部を置く国際世論調査組織「ギャラップ・イン」は、震災後、47か国で調査を実施した。その結果、全体的に原子力発電に対する支持が下がったものの、全対象国の合計では賛成四九%に達している。依然として、支持層が上回っている。

調査結果によると、日本全体の認識率は対象国の九一%が日本の震災を認知しており、八割の人が「緊急時避難準備区域」内にも「警戒区域」内の五市町村が該当している。これに伴い、福島第一から二十〜三十キロ圏内に出されていた屋内退避指示は解除された。

また、発電所から三十キロ圏内の区域で「計画的避難区域」に設定された飯館村と川俣町には、関係行政の職員からなる現地対策室を設置し、地元自治体と連携を取りながら、住民対応に当たっている。

「放射線量等分布マップ」作成

文科省他 環境モニタリング強化へ

文科省は、関係省庁と連携し、福島第一原子力発電所事故の全体像を把握する「放射線量等分布マップ」を作成し、環境モニタリング強化へ取り組むこととした。同省、内閣府、経済産業省が、二十二日に共同会見を行い、環境線量等分布マップの作成など、環境モニタリングの取組を強化することとした。同省、内閣府、経済産業省が、二十二日に共同会見を行い、環境線量等分布マップの作成など、環境モニタリングの取組を強化することとした。同省、内閣府、経済産業省が、二十二日に共同会見を行い、環境線量等分布マップの作成など、環境モニタリングの取組を強化することとした。

原子力ワンポイント

日本の放射線・放射能基準
——福島第一原発事故(番外編④)——

カワさん 文科省は十九日、福島県教育委員会等に対し、県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方を発表しました。国際放射線防護委員会(ICRP)の指標を参考に検討を行い、一年間で二十mSv以上の放射線を浴びるべきではないとしています。さらに子どもが一日八時間



校庭や公園で遊ぶ子どもたちへの影響

カワさん 文科省は十九日、福島県教育委員会等に対し、県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方を発表しました。国際放射線防護委員会(ICRP)の指標を参考に検討を行い、一年間で二十mSv以上の放射線を浴びるべきではないとしています。さらに子どもが一日八時間

文科省では当面、事故収束後の移行を視野に、切な範囲での放射性物質の分布を把握、今後の各対応策実施区域における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価を準備し、周辺住民の被ばく線量評価にも資する。

同計画では当面、事故収束後の移行を視野に、①現状の放射性物質の分布状況を把握する「線量測定マップ」②年間二十mSvを基準とした事故発生後一年間の積算線量を推定する「積算線量推定マップ」(二面所報)③「土壌濃度マップ」——を作成するほか、航空機サーベイ、海洋エリアでの放射性物質の拡散予測、水産資源の調査も実施する。

文科省では、これまでのモニタリング調査結果と合わせ、二十四日以降の「線量測定マップ」などをHPで公開していく。

文科省では、これまでのモニタリング調査結果と合わせ、二十四日以降の「線量測定マップ」などをHPで公開していく。

文科省では、これまでのモニタリング調査結果と合わせ、二十四日以降の「線量測定マップ」などをHPで公開していく。

福島第一原子力災害に関する進展経緯

3月11日	14:46 東北地方太平洋沖地震発生
	19:03 「原子力緊急事態宣言」発令
4月4日	7:08 2号機取水口付近ピットの漏水で流出経路特定のためトレーサー投入
	19:03 集中廃棄物処理施設内の低レベル滞留水を海へ放出
	21:00 5-6号機サドレンピットの低レベル地下水を海へ放出
5日	14:15 2号機取水口付近ピットの漏水で、トレーサーにより亀裂部からの流出確認
	15:07 2号機取水口付近ピットの漏水で凝固剤注入開始
6日	5:38 2号機取水口付近ピットからの水の流出停止が確認
	22:30 1号機原子炉格納容器で、水素爆発防止のため窒素ガス注入装置起動
7日	1:31 1号機原子炉格納容器へ窒素ガス注入開始
9日	4:10 1号機原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替
	13:10 2号機復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了
10日	9:00 リモートコントロール重機による瓦礫撤去開始
	9:30 1号機復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了
	15:59 1~4号機原子炉建屋で、無人ヘリによる動画撮影開始
11日	10:45 福島第一南防波堤部、汚染水防止のためのシルトフェンス設置
	16:09 政府が「原子力発電所経済被害対応本部」設置を決定
	17:16 浜通りを震源とする地震で、1、2号機の外部電源が停止(17:56復旧)
12日	11:00 保安院が福島第一事故で、INES暫定評価「レベル7」と発表
	12:00 4号機使用済み燃料プール水のサンプリング開始
13日	13:50 3、4号機スクリーン前面へのシルトフェンス設置
14日	12:20 1、2号機スクリーン前面・取水口へのシルトフェンス設置
15日	14:15 2号機スクリーン前面に鉄板設置
	18:20 「原子力損害賠償紛争審査会」が始動
17日	11:30 3号機原子炉建屋で無人ロボットによる状況確認実施
	15:00 東京電力が福島第一事故収束に向けた工程発表
	16:00 1号機原子炉建屋で無人ロボットによる状況確認実施
18日	13:30 農水省で原発事故に係る連絡会議が始動
	13:42 2号機原子炉建屋で無人ロボットによる状況確認実施
19日	10:08 2号機タービン建屋内の高線量滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送開始
	10:23 1-2号機と3-4号機間の電源連携強化が完了
20日	10:57 政府が福島県水揚げのクワガタに摂取・出荷制限を指示
22日	0:00 福島第一20キロ圏内に警戒区域に設定
	9:44 福島第一20~30キロ圏内の屋内退避を解除、新たに計画的避難区域と緊急時避難準備区域を設定
	9:44 政府が福島第一に係る避難区域に福の作付制限を指示
	17:52 4号機使用済み燃料プールで計器吊り下げによる温度測定
25日	14:44 1-2号機と5-6号機間の外部電源連携工事実施
	17:25 福島原子力発電所事故対策統合本部が合同会見を開始
	17:25 安全委が成人の外部被ばくによる積算線量を公表(SPEEDI試算値)
26日	13:30 3号機で、無人クローラランダムによる放射性物質飛散防止剤の本格散布開始

訂正 十四日号二面「震災踏まえた安全対策指針」の記事中、最終段落「保安院は十日…」は、「保安院は九日…」の誤りでした。お詫の上、訂正します。